

ImageMaker ライセンス使用許諾書

ImageMaker ライセンス使用許諾書（以下「本契約書」といいます）は、お客様（個人または法人を問いません）と株式会社ウルトラエックス（以下「ウルトラエックス」といいます）との間に締結される法的な契約書です。ウルトラエックスは、お客様が本契約書の内容に同意される場合に限り、本契約書の対象となるソフトウェア(以下「本ソフトウェア」といいます）を使用することを許諾します。本ソフトウェアの購入手続きにおいて、本契約書に「同意する」を押下された時点、ソフトウェアをダウンロード、複製、または使用することによって、お客様は本契約書の条項に同意し、ライセンス使用許諾契約が成立したものとみなします。その前に本契約書をよくお読みください。お客様が本契約書の内容に同意されない場合は、ウルトラエックスは本ソフトウェアの使用を許諾いたしません。本契約書に同意しない場合、製品を購入・使用することはできません。また、ダウンロード販売の性質上、同意の上にご購入された製品の返品・返却は一切できませんのでご注意ください。

【対象ソフトウェア】

■ ImageMaker 本体

イメージ作成/展開を行う ImageMaker 本体のプログラムです。

■ImageMaker 専用 USB 作成キット

ImageMaker 本体を起動するための USB メモリ作成プログラムです。ImageMaker はお客様にて、ImageMaker 起動用 USB をご作成いただきご使用いただく形となります。

許諾事項

ウルトラエックスはお客様に対し、本契約書に基づき以下の権利を許諾します。

- (1) お客様は本ソフトウェアを 1 ライセンスにつき 1 度使用することができます。ここでいう 1 ライセンスとは対象 PC 1 台に対しての「イメージ作成」「イメージ展開」それぞれを指します。
- (2) お客様は本ソフトウェアをお客様ご自身の用に供するためにのみ使用することができます。

使用条件

(1) 本ソフトウェアは以下の動作環境でのみ使用することができます。

■ImageMaker 本体

対象 WindowsOS

Windows10(64bit) Home/ Pro

Windows11(64bit) Home /Pro

※メインストリームサポートまたはライフサイクル期間内のみが対象

ご使用にあたっての注意事項

- ・ WindowsOS の管理にご注意ください。WindowsOS そのものは ImageMaker をご使用されるお客様自身にてご用意ください。
- ・ イメージ作成元 PC の OS の状態や、ストレージが正常でない場合、正常にイメージ作成ができない場合があります。
- ・ ImageMaker におけるイメージ作成/展開対象ストレージの認識の可否は、ImageMaker 専用 USB の作成時に使用する WindowsPE の有する機能（ドライバ）に依存します。
- ・ イメージ作成/展開対象ストレージのパーティションが一部 PC メーカー特有の構成の場合、正常にイメージ作成/展開ができない場合がございます。
- ・ イメージ作成元のストレージ容量よりも、容量が小さいストレージへのイメージ展開はできません。イメージ展開先 PC の OS が破損するなどの恐れがございます。
- ・ イメージ作成/展開対象 PC にて、BitLocker が有効化されている状態の場合はイメージ作成/展開ともにご実施いただけません。

■ImageMaker 専用 USB 作成キット

動作対象 Windows OS

Windows11(64bit) Home/Pro

動作対象外の Windows OS

Windows11S、Windows11Education /Pro Education、Enterprise/Pro Enterprise LTSC 等

その他「Windows11(64bit) Home/Pro」を除く Windows 製品

また、リモートデスクトップ及び仮想マシン等は動作対象外です。

その他、本ソフトウェアの動作条件

- ・ 1 つ以上の USB2.0 ポート
- ・ 本ソフトウェアのインストール及び動作に必要な空き容量（4GB 以上）
- ・ WindowsADK 【10.1.25398.1】（推定 5.6GB）のインストール環境

- ・インターネット接続環境

ご使用にあたっての注意事項

- ・お客様にて WindowsPE のセットアップ環境(ADK)のご用意が必要です。
- ・ImageMaker 専用 USB 作成後、誤操作等で USB メモリ内のファイルを削除されてしまった場合、ImageMaker 本体とライセンスも削除されてしまいます。ライセンスキーの再発行は致しかねますので、お取扱いにご注意ください。
- ・ImageMaker 専用 USB 作成キット内「専用 USB 作成ツール」の動作中に USB メモリ内をフォーマットする仕様上、専用 USB に使用する USB メモリの内容物は削除されてしまいます。

(2)本ソフトウェアの使用期限はライセンス認証から 1 年間となり、期限を超えての使用はできません。

著作権

本ソフトウェアはウルトラエックスの著作物です。本ソフトウェアおよび各種データファイルの著作権はウルトラエックスに帰属します。

保証の限定

■本ソフトウェアの機能について

ウルトラエックスは、本ソフトウェアがお客様の要望にかなうものであること、本ソフトウェアの操作に障害が発生しないこと、および本ソフトウェアの内容に誤りがないことを保証するものではありません。

本ソフトウェア製品は「現在の状態のまま」使用許諾の対象となり、ウルトラエックスは、商品性または特定目的への適合性に関するいかなる明示または黙示の保証も一切いたしません。

■ImageMaker のご使用にあたって

- ・ウルトラエックスはイメージ展開によりインストールされる WindowsOS 、各種ソフトウェアの動作については保証致しません。
- ・ImageMaker 専用 USB にお客様にてドライバを追加できる機能（ドライバインジェクション機能）がございますが、本機能は追加されたドライバ、及びデバイスの確実な動作を保証するものではありません。
- ・ImageMaker 専用 USB に不良（故障等）が発覚した場合、ImageMaker ご購入から 30 日までのお申し出に限り、ウルトラエックスにて ImageMaker 専用 USB を再作成いたします。なお、

ImageMaker 専用 USB の再作成には、お客様より「ご使用されていた USB メモリ（不良品）」と「新しい USB メモリ（再作成用）」をウルトラエックスまでお送りいただく必要がございます。

禁止事項

- (1) 本ソフトウェアを有効なライセンスの範囲を超えて複製することはできません。
- (2) 本ソフトウェアを営利目的で使用することはできません。ただし本ソフトウェアを直接販売しない場合は非営利といたします。
- (3) 本ソフトウェアの一部または全部を問わず、再使用許諾、貸与、譲渡、またはリースすることはできません。
- (4) リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、修正、翻訳、または本ソフトウェアのソースコードを調べる行為や本ソフトウェアから派生品を作成することはできません。

免責事項

- (1) 本ソフトウェアは現存するままの状態でお客様に使用許諾されるものであり、お客様による本プログラムの使用に関し、弊社および販売店は日本国民法上の瑕疵担保責任を含み、一切の保証もせず、かつ、本プログラムに関連して損害が発生したとしても、ウルトラエックスはいかなる賠償責任も負いません。
- (2) 本ソフトウェアをインストールまたは利用したことによって発生した損害は、すべてお客様の責任によるもので、ウルトラエックスは一切の責任を負いません。
- (3) お客様が第三者に損害を与えた場合、お客様の責任において解決するものとし、ウルトラエックスは一切関知しません。
- (4) お客様が本ご使用条件に違反した場合、弊社はその使用許諾を直ちに取消することが出来るものとし、違反により弊社に損害が生じた場合、お客様はその損害を賠償するものとなります。

またウルトラエックスは、自らの判断によりお客様に事前通知を行うことなく本規約の変更を行うことができるものとします。

損害賠償の免責

本契約書記載の方法によりその目的が達成できるかどうかに関わらず、ウルトラエックスは特別損害、偶発的損害、間接損害、またはこれに類似する損害に対する一切の責任を負いません。そのような損害には、本ソフトウェアの使用またはその使用不能により生じたお客様の得べかりし利益の喪失やデータの喪失も含まれます。そのような障害が生じる可能性についてウ

ルトラエックスが以前から警告を受けていたとしても、損害に対する責任をウルトラエックスが負うことはありません。

いかなる場合にも、ウルトラエックスの賠償責任が、本ソフトウェアの購入代金を超えることはありません。上記の責任限定・免責規定はお客様が本ソフトウェアを返品するか否かに関わらず適用されます。

サポートについて

本ソフトウェアの使用中に発生したトラブルにつきましては、各マニュアル記載の「トラブルシューティング」等をご参照ください。

マニュアル記載の内容以外で、お問合せがございましたら「imagemaker@uxd.co.jp」宛てにメールにてご連絡ください。2~3 営業日ほどでご回答させていただきます。

その他

本契約書は、日本国の法律に準拠します。本契約書は、本使用許諾に付随する許諾補償条項、またはお客様とウルトラエックスの双方が署名した書面によってのみ、その内容を変更することができます。本契約書の内容をめぐって、お客様またはウルトラエックスのどちらか一方が訴訟を提起した場合、勝訴判決を受けた側は、損害賠償額とは別途、訴訟代理人弁護士および訴訟の費用を賠償請求できるものとします。

本契約書の内容をご確認の上、ご同意いただける場合には「同意する」ボタンをチェックし申込ページへお進みください。

2025 年 1 月 1 日

株式会社ウルトラエックス